

別記様式第2号（その1の1）

（用紙 日本産業規格A4縦型）

基本計画書

基本計画書									
事項		記入欄						備考	
計画の区分		大学の収容定員に係る学則変更							
設置者		がっくおがじん じょしびじゅつががく 学校法人 女子美術大学							
大学の名称		じょしびじゅつががくたんががく 女子美術大学短期大学部 (Joshi College of Art and Design)							
大学の位置		東京都杉並区和田1丁目49番8号							
大学の目的		本学は、女子に対し、美術及びデザインに関する教育を施し、教養高く、芸術的創造力の豊かな女性の専門技術者を育成することを目的とする。							
新設学部等の目的		令和5年4月から併設の女子美術大学の芸術学部新たに共創デザイン学科を設置する。共創デザイン学科は杉並キャンパス（東京都杉並区）に置き、入学定員60人、収容定員240人とする。 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第13条第1号に定める除外規定の適用により、令和5年4月から本学造形学科の収容定員を360人から240人へ120人減少させ、この減少分を基に適切に算定した240人を女子美術大学芸術学部の収容定員増加分に充てる。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	造形学科 【Department of Art and Design】 計	2年	120人 (180)	—	240人 (360)	短期大学士（芸術） (Associate of Fine Arts)	令和5年4月 第1年次	東京都杉並区和田1丁目49番8号	
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）		女子美術大学 芸術学部 共創デザイン学科 [定員増]（令和4年3月認可申請）（60） 女子美術大学 芸術学部 共創デザイン学科（令和4年4月届出予定）（60）							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
	新設	造形学科	7人 (7)	4人 (4)	0人 (0)	2人 (2)	13人 (13)	9人 (13)	117人 (143)
		計	7人 (7)	4人 (4)	0人 (0)	2人 (2)	13人 (13)	9人 (13)	—人 (—)
	既設	該当なし	—	—	—	—	—	—	—
		計	—	—	—	—	—	—	—
合計		7人 (7)	4人 (4)	0人 (0)	2人 (2)	13人 (13)	9人 (13)	—人 (—)	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		6人 (7)		4人 (5)		10人 (12)		
	技術職員		0人 (0)		0人 (0)		0人 (0)		
	図書館専門職員		1人 (1)		0人 (0)		1人 (1)		
	その他の職員		0人 (0)		0人 (0)		0人 (0)		
計		7人 (8)		4人 (5)		11人 (13)			

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	女子美術大学 (必要面積900 ㎡) と共用				
	校 舎 敷 地	— ㎡	16,423.50㎡	— ㎡	16,423.50㎡					
	運 動 場 用 地	— ㎡	1,310.00㎡	— ㎡	1,310.00㎡					
	小 計	— ㎡	17,733.50㎡	— ㎡	17,733.50㎡					
	そ の 他	— ㎡	4,384.76㎡	— ㎡	4,384.76㎡					
合 計	— ㎡	22,118.16㎡	— ㎡	— ㎡	22,118.16㎡					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	女子美術大学 (必要面積 8,718㎡) と共用				
		— ㎡ (— ㎡)	16,211.39㎡ (16,211.39㎡)	8,062.77㎡ (8,062.77㎡)	24,274.16㎡ (24,274.16㎡)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設					
	室	室	室	(補助職員 人)	(補助職員 人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数		室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点			
		([])	([])	([])	()	()	()			
		([])	([])	([])	()	()	()			
	計	([])	([])	([])	()	()	()			
図 書 館		面積	閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数						
		㎡								
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要							
		㎡								
経 費 積 立 方 法 及 び 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	短期大学全体 図書館は女子美術大学と共用し、図書費総額は21,956千円/年 図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト含む)を含む。	
		教員1人当り研究費等		300千円	300千円	—	—	—		—
		共同研究費等		1,500千円	1,500千円	—	—	—		—
		図書購入費	2,136千円	2,136千円	2,136千円	—	—	—		—
		設備購入費	2,295千円	2,295千円	2,295千円	—	—	—		—
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	1,795千円	1,627千円	—	—	—	—				
学生納付金以外の維持方法の概要		私立大学等経常費補助金、資産運用収入、雑収入等								
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	女子美術大学								
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地	
		年	人	年次人	人		倍			
	大学院美術研究科 博士後期課程 美術専攻	3	3	—	9	博士(美術)	0.22 0.22	平成8年度	神奈川県相模原市南区麻溝台1900番地	
	博士前期課程 美術専攻	2	35	—	70	修士(美術)	0.97 1.01	平成6年度	東京都杉並区和田1丁目49番8号 神奈川県相模原市南区麻溝台1900番地	
デザイン専攻	2	15	—	30	修士(美術)	1.20	平成6年度	神奈川県相模原市南区麻溝台1900番地 東京都杉並区和田1丁目49番8号		
芸術文化専攻	2	7	—	14	修士(美術)	0.35	平成17年度	神奈川県相模原市南区麻溝台1900番地		

既設大学等の状況	大学の名称		女子美術大学						
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
	芸術学部 美術学科	4年	190人	3年次 14人	788人	学士(芸術)	1.12 1.13	平成22年度	神奈川県相模原市南区麻溝台1900番地
	デザイン・工芸学科	4年	220人	3年次 16人	912人	学士(芸術)	1.09	平成22年度	同上
	アート・デザイン表現学科	4年	160人	3年次 10人	660人	学士(芸術)	1.15	平成22年度	東京都杉並区和田1丁目49番8号
附属施設の概要	<p>1 名称：女子美術大学美術館 (①女子美アートミュージアム、②女子美ガレリアニケ) 目的：本学の教育理念に則り、教育及び研究並びに博物館法に定める大学付属博物館としての活動と、社会に対する普及活動を行う。 所在地：①神奈川県相模原市南区麻溝台1900番地(女子美術大学10号館1階) ②東京都杉並区和田1丁目49番8号(女子美術大学1号館1階) 設置年月：①平成13年10月 ②平成8年10月 規模等：①延床面積 1,455.31㎡ ②延床面積 97.00㎡</p> <p>2 名称：女子美オープンカレッジセンター 目的：主として本学の教育的資源を活用し、広く社会に対し専門的な学習の機会を提供するとともに、芸術文化の発展に寄与する。 所在地：東京都杉並区和田1丁目49番8号(女子美術大学1号館2階) 設置年月：平成15年4月 規模等：延床面積 47.78㎡(女子美術大学研究所と共用)</p>								

(注)

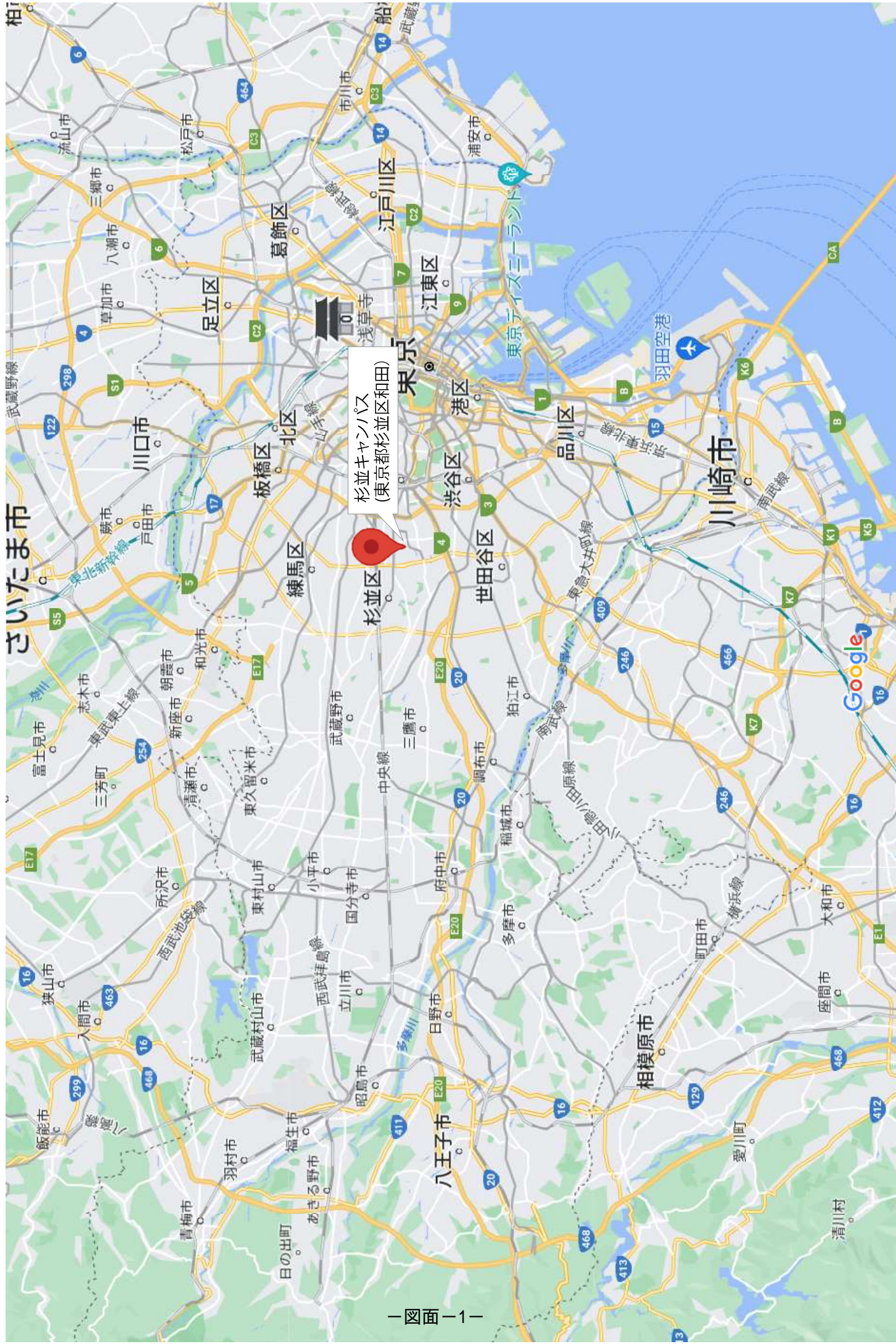
- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校等の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人女子美術大学

設置認可等に関わる組織の移行表

令和4年度	入学定員	編入学定員	収容定員
女子美術大学			
芸術学部			
美術学科	190	3年次 14	788
デザイン・工芸学科	220	3年次 16	912
アート・デザイン表現学科	160	3年次 10	660
計	570	3年次 40	2,360
女子美術大学大学院			
美術研究科			
博士後期課程	3	-	9
美術専攻			
博士前期課程	35	-	70
美術専攻			
デザイン専攻	15	-	30
芸術文化専攻	7	-	14
計	60	-	123
女子美術大学短期大学部			
造形学科	180	-	360
計	180	-	360

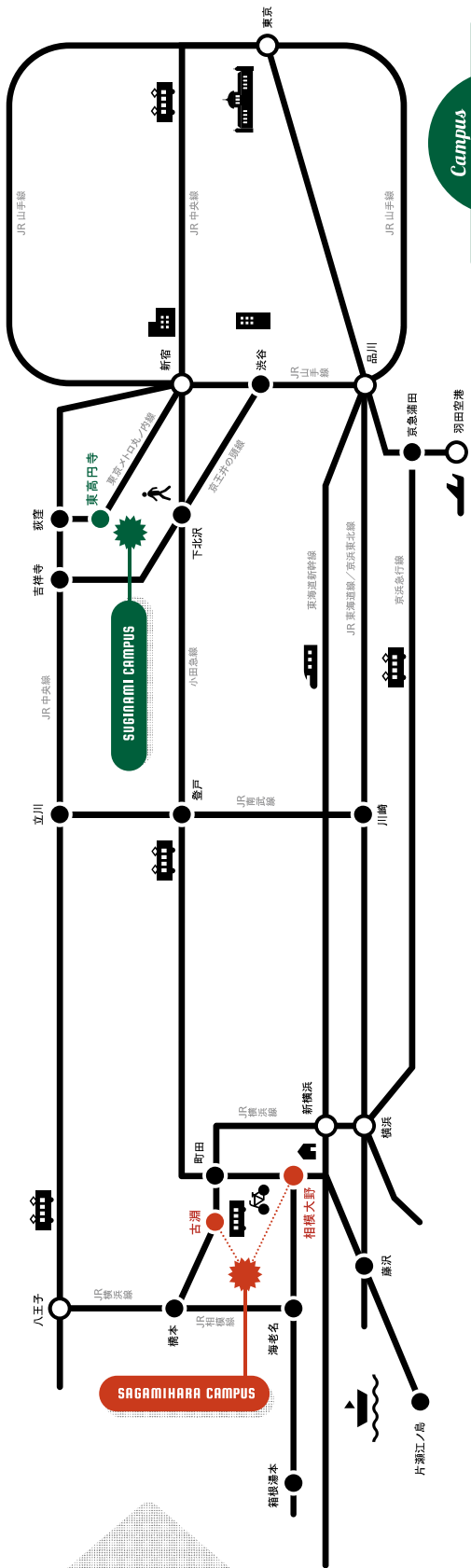
令和5年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
女子美術大学				
芸術学部				
美術学科	190	3年次 14	788	
デザイン・工芸学科	220	3年次 16	912	
アート・デザイン表現学科	160	3年次 10	660	
共創デザイン学科	60	-	240	学科の設置（届出）
計	630	3年次 40	2,600	
女子美術大学大学院				
美術研究科				
博士後期課程	3	-	9	
美術専攻				
博士前期課程	35	-	70	
美術専攻				
デザイン専攻	15	-	30	
芸術文化専攻	7	-	14	
計	60	-	123	
女子美術大学短期大学部				
造形学科	120	-	240	定員変更（△60）
計	120	-	240	



— 図画 — 1 —

キャンパスアクセス

東京都町田市にほど近い相模原キャンパス
都心からのアクセス抜群の杉並キャンパス
それぞれに魅力的な両キャンパスに
ぜひふらりと遊びにきませんか？



Campus

SAGAMIHARA
相模原キャンパス

〒252-8538 小田急線相模大野駅
神奈川県相模原市南区麻溝台1900
TEL:042-778-6111 (代蔵)

〒166-8538 東京都杉並区和田1-49-8
TEL:03-5340-4500 (代蔵)

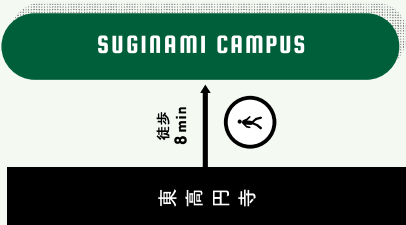
Campus

SUGINAMI
杉並キャンパス

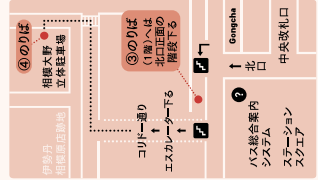
新宿	35min	相
東京	55min	相
品川	60min	相
羽田空港	70min 60min	相 直
新横浜	25min	相
横浜	40min 35min	相 直
八王子	35min 25min	相 直

相模大野	バス 20min
古淵	バス 15min

新宿	7min
東京	30min
品川	35min
羽田空港	55min
新横浜	60min
横浜	50min
八王子	40min



— 図面 — 2 —



④のりば
相模大野駅
立体駐車場

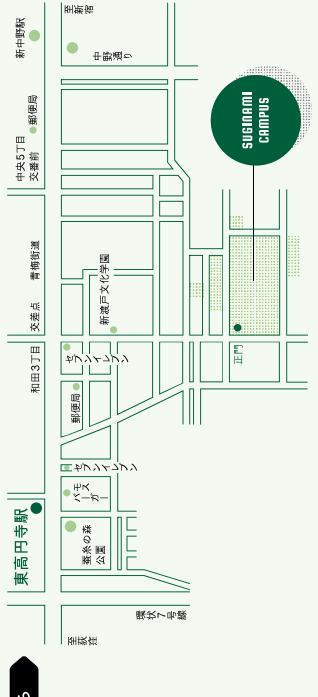
③のりば
(1階)入
バス乗降場
エスカレーター下
階段下

①のりば
バス乗降場
システム
エレベーター
スクエア

②のりば
バス乗降場
システム
エレベーター
スクエア

相模大野駅から
月曜日～土曜日 10:00～最終バス/休日の場合
『相模大野駅前3番のりば』
相模大野駅の中央改札口を出て右に曲がり北口へ直進し、
北口正面の階段を下るとバスのりばがあります。
3番のりばから『女子美術大学行』に乗ってください。

古淵駅から
JR古淵駅
『改札口正面2番のりば』から
『女子美術大学行』約15分

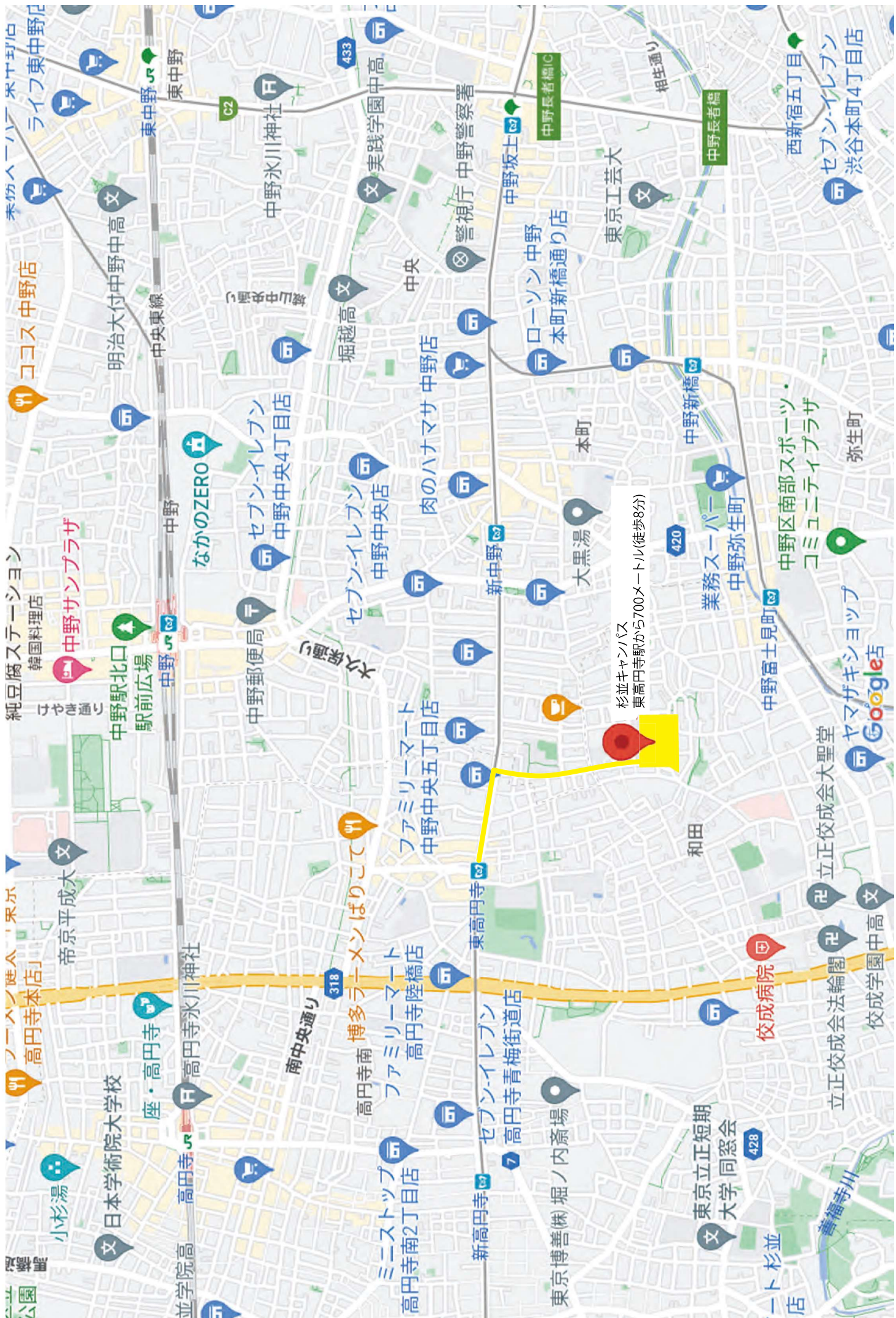


東高円寺駅から徒歩
徒歩 8min

東高円寺
徒歩 8min

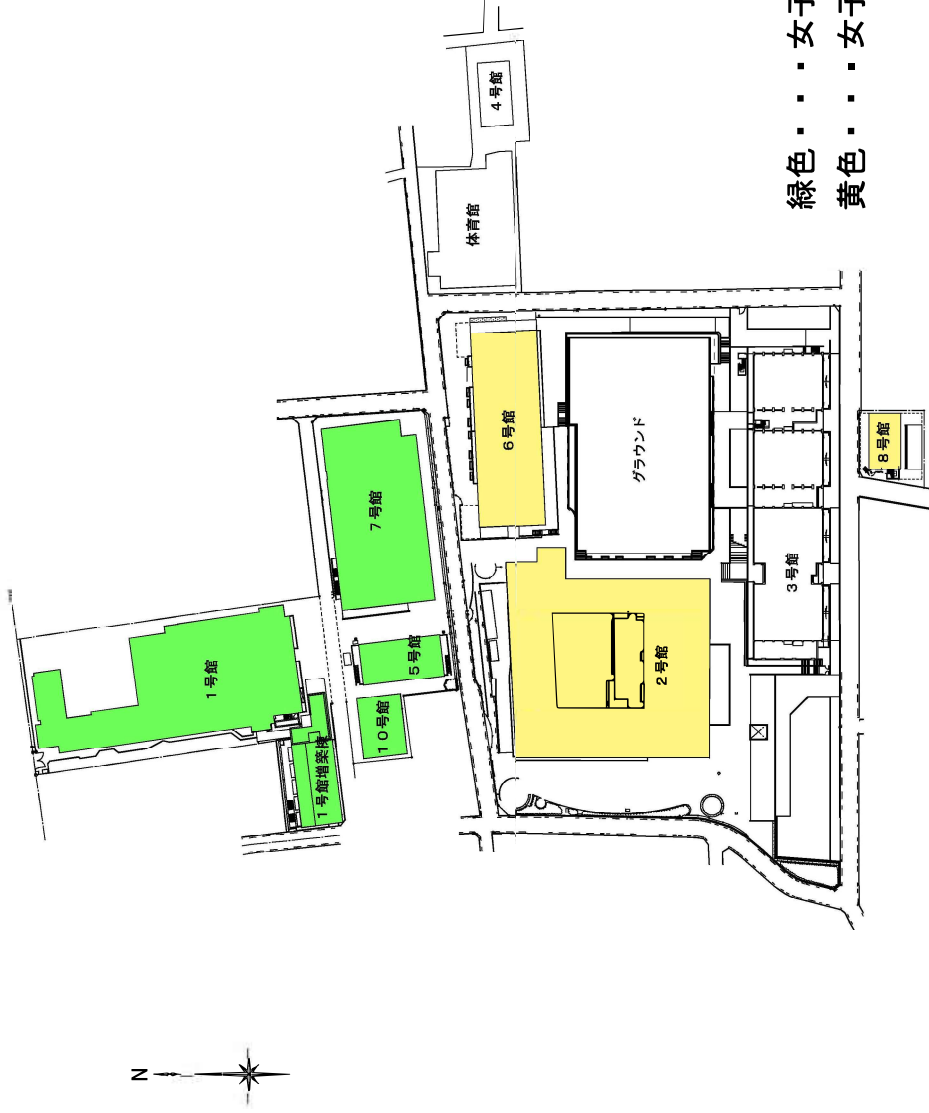
東高円寺
徒歩 8min

女子美術大学短期杉並キャンパス周辺地図



女子美術大学短期大学部杉並キャンパス

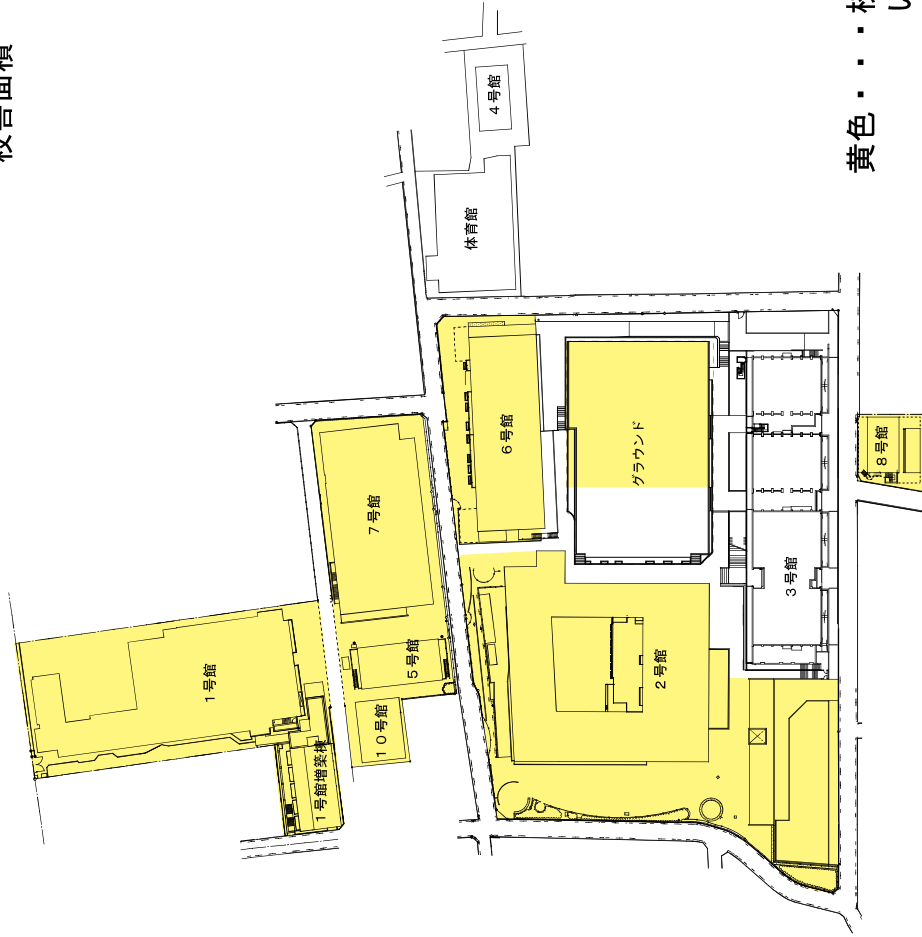
校地面積 17,733.50㎡
校舎面積 16,211.39㎡



緑色・・・女子美術大学専用部分
黄色・・・女子美術大学との共用部分

女子美術大学短期大学部杉並キャンパス

校地面積 17,733.50㎡
校舎面積 16,211.39㎡



黄色・・・校地面積に算入して
いる部分

A3 S=1/1500

女子美術大学短期大学部学則

(昭和 38 年 4 月 1 日施行)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本学は、女子に対し、美術及びデザインに関する教育を施し、教養高く、芸術的創造力の豊かな女性の専門技術者を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第 1 条の 2 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行う。これについては別に定める。

第 2 章 組織

(学科及び学生定員)

第 2 条 本学に置く学科及びその学生定員は次のとおりとする。

造形学科 入学定員 120 名 収容定員 240 名

(学科の目的)

第 2 条の 2 造形学科では美術・デザインに関する専門的な理論と技術を学び、幅広い表現方法を修得した上で、作品制作を通して創造力、表現力、応用力を育てることを教育目的とする。個性を大切に、豊かな感性と自由な発想を磨き育て、独創力と高度な技術力を備えた、社会で活躍できる作家、デザイナー及び教育者等の人材を養成する。

(専攻科及び入学定員)

第 3 条 本学に、専攻科を置き、その専攻及び入学定員は次のとおりとする。

造形専攻 入学定員 50 名

2 専攻科に関しては、第 11 章に定める。

第 4 条 削除

(付属図書館及び美術館)

第 5 条 本学に、付属図書館及び美術館を置く。

2 付属図書館及び美術館に関する規則は別に定める。

(事務組織)

第 6 条 本学に、必要な事務組織を置く。

第 3 章 職員組織

(職員組織)

第 7 条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 本学に、副学長を置くことができる。

第 4 章 教授会

(教授会)

第 8 条 本学に、教授会を置く。

(教授会の構成)

第 9 条 教授会は、学長、専任の教授・准教授・助教をもって構成する。

(教授会の招集)

第 10 条 教授会の招集は、学長が行う。

2 教授会の議長は、短期大学部部長とする。

3 議長に事故あるときは、当該招集者が予め指名した教授が議長となる。

(審議事項)

第 11 条 教授会は、次の事項を審議する。

- 一 教育課程に関すること
- 二 主要年中行事及び日程に関すること
- 三 授業科目修了の認定に関すること
- 四 学生の指導及び賞罰に関すること
- 五 入学試験に関すること
- 六 入学、退学、休学、留学、転学及び卒業に関すること
- 七 各種奨学生に関すること
- 八 実習料等に関すること
- 九 学則その他本学の制規に関すること
- 十 教員の人事に関すること
- 十一 その他本学に関する重要なこと

(その他)

第 12 条 教授会に関する事項は、本章によるほか、教授会内規の定めるところによる。

第 5 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 13 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 14 条 学年を次の 2 学期に分ける。

前 期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後 期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(休業日)

第 15 条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

創立記念日（10 月 30 日）

春期休業（4 月 1 日から 4 月 15 日まで）

夏期休業（7 月 11 日から 9 月 10 日まで）

冬期休業（12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで）

- 2 学長は、教授会の議を経て、前項の休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

第 6 章 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第 16 条 本学の修業年限は 2 年とする。

（修業年限の通算）

第 16 条の 2 本学の学生以外の者が、本学において一定の単位を修得した後に本学に入学した場合で、その修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、第 16 条の規定にかかわらず、その単位数に応じて、相当期間を本学の修業年限の 2 分の 1 を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

（在学年限）

第 17 条 学生は、4 年を超えて在学することはできない。ただし、第 23 条第 1 項の規定により入学した学生は、同条第 2 項により定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、在籍年限を超えて在学を希望する者があるときは、教授会の議を経て学長が在学を認めることができる。

第 7 章 入学

（入学の時期）

第 18 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、本学が必要と認めるときは、第 14 条に規定する後期の始めとすることができる。

（入学資格）

第 19 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
- 八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したもの

（入学の出願）

第 20 条 本学への入学を志願する者は、入学願書に別表第 5 に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

（入学者の選考）

第 21 条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続き及び入学許可）

第 22 条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに別表第 5 に定める入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（再入学）

第 23 条 本学を退学した者で、本学に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

（転入学）

第 23 条の 2 本学に転入学を希望する女子があるときは欠員の状況等により、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

- 3 転入学に関する取扱いは別に定める。

第 8 章 教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第 24 条 授業科目を分けて、共通科目及び専門科目とする。

- 2 授業科目の種類、単位数等は別表第 1 のとおりとする。

（教職に関する科目）

第 25 条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目を置く。

- 2 授業科目の種類、単位数等は別表第 2 のとおりとする。

（授業の方法）

第 25 条の 2 本学における授業の方法は、講義、演習、実習又は実技とする。

- 2 前項の授業は、メディアを利用して行うことがある。

（単位の計算方法）

第26条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義を中心とする授業については、15時間に相当する授業時間をもって1単位とする。
 - 二 演習を中心とする授業については、15時間から30時間に相当する授業時間をもって1単位とする。
 - 三 実験、実習及び実技を中心とする授業については、30時間から45時間に相当する授業時間をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
(1年間の授業期間)

第27条 1年間の授業期間は、定期試験等を含めて、原則として35週とする。
(授業期間)

第28条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、必要と認められる場合はこの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。
(単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第26条第2項の授業科目については、本学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。
(学習の評価)

第30条 試験等の評価は、S・A・B・C・Dをもって表し、C以上を合格とする。
(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第30条の2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 3 第1項に定める単位認定に関して必要な事項は別に定める。
(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第30条の3 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、第30条の2第1項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- 3 第1項に定める単位認定に関して必要な事項は別に定める。
(入学前の既修得単位の認定)

第30条の4 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学生が入学する前に行った第30条の3第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第30条の2第1項及び第30条の3第1項の本学で修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において第30条の2第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。
- 4 第1項、第2項に定める単位認定に関して必要な事項は別に定める。
(長期履修学生)

第30条の5 第16条に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

- 2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第9章 休学、留学、退学及び転学

(休学)

第31条 疾病その他特別の理由により6ヵ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
(休学期間)

第32条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の延長を認めることができる。

- 2 休学は通算して2年を超えることができない。
- 3 休学期間は、第17条の在学期間には算入しない。
(復学)

第33条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。ただし、復学の時期は学期の始めとする。
(留学)

第33条の2 外国の大学又は短期大学に留学を志願する者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

- 2 留学した期間は第17条の在学期間に算入し、第30条の2第2項を適用する。ただし、休学して外国で学修する場合を除くものとする。
- 3 留学に関して必要な事項は別に定める。
(転学)

第34条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。
(退学)

第35条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。
(措置による退学)

第36条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が退学の措置を講ずる。

- 一 第17条に定める在学年限を超えた者
- 二 第32条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 長期間にわたり行方不明の者

第10章 卒業等

(卒業の要件)

第37条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、所定の共通科目、専門科目から必修科目、選択科目を含め、合計62単位以上を修得しなければならない。

(卒業の認定)

第38条 本学に2年(第23条の規定により入学した者については、同条第2項により定められた在学すべき年数)以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第38条の2 卒業を認定された者に対し、短期大学士(芸術)の学位を授与する。

2 学位に関する規則は別に定める。

(資格の種類)

第39条 本学において取得することのできる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

中学校教諭2種免許状 美術

(資格の取得)

第40条 中学校教諭2種免許状(美術)を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に規定する科目及び単位数を修得しなければならない。

第11章 専攻科

(名称)

第41条 本学に専攻科を置き、造形専攻と称する。

(修業年限)

第42条 専攻科の修業年限は1年とする。

(在学年限)

第42条の2 専攻科の在学年限は2年とする。

(休学)

第42条の3 疾病その他特別の理由により6ヵ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第42条の4 休学期間は1年を限度とする。

2 休学期間は、第42条の2の在学年限には算入しない。

(復学、退学並びに措置による退学)

第42条の5 第33条(復学)、第35条(退学)、第36条(措置による退学)の規定は、専攻科にこれを準用する。

(入学資格)

第43条 専攻科に入学できる者は、本学の卒業者又はこれと同等の資格ある女子とする。

(授業科目等)

第44条 専攻科の授業科目及び単位数等は別表第3に定める。

(修了の要件)

第45条 専攻科を修了するためには、専攻科に1年以上在学し、別表第3に定める授業科目及び単位数のうちから、必修科目、選択科目を合わせて30単位を修得しなければならない。

(修了証書の授与)

第46条 専攻科に1年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対し、修了証書を授与する。

(検定料及び授業料等)

第47条 専攻科の検定料及び授業料等は別表第5に定める。

第12章 削除

第48条 削除

第49条 削除

第49条の2 削除

第49条の3 削除

第49条の4 削除

第49条の5 削除

第50条 削除

第51条 削除

第52条 削除

第53条 削除

第54条 削除

第13章 賞罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第56条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- 三 正当な理由がなくて出席常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第14章 科目等履修生、聴講生、研究員、研修員、研究生、特別聴講学生、委託生及び外国人留学生
(科目等履修生及び聴講生)

第57条 本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、履修を許可する。

- 2 科目等履修生について必要な事項は別に定める。
- 3 聴講生について必要な事項は別に定める。
(研究員、研修員)

第57条の2 本学において特定の専門事項について研究又は研修を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て研究員又は研修員として受入れることがある。

- 2 研究員及び研修員について必要な事項は別に定める。
(研究生)

第58条 本学において特定の専門事項を研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究を許可する。

- 2 研究生について必要な事項は別に定める。
(特別聴講学生)

第58条の2 他の大学又は短期大学の学生で、本学において授業科目を履修することを希望する者があるときは、当該他大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 その他特別聴講学生に関する規則は別に定める。
(委託生)

第58条の3 他の機関又は団体から派遣され、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、委託生として許可する。

- 2 委託生について必要な事項は別に定める。
(外国人留学生)

第58条の4 外国人で、本学において教育を受ける目的をもって入学し、本学入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第15章 検定料、入学料、授業料その他の費用

(検定料等)

第59条 本学の検定料、入学料、授業料等の金額は別表第5に定めるとおりとする。

(授業料等の納付)

第60条 授業料、実習料、施設設備料、維持費は、年額の2分の1ずつを2期に分けて納付するものとする。ただし、前期分納時に、後期分も併せて納付することができる。

前期納期 4月10日

後期納期 10月5日

- 2 第1項以外の費用は、全額を4月10日までに納付するものとする。
- 3 特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。
(転学、退学等の場合の授業料等)

第61条 転学、退学した者については在籍していた期までの授業料等は徴収する。ただし、第36条第三号又は第四号により退学の措置を講じられた者についてはこの限りではない。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。
(休学の場合の在籍料)

第62条 休学を許可され又は命ぜられた者については、在籍料として授業料相当額の4分の1を徴収する。

- 2 在籍料の減免措置については、別に定める。
(寮費の納付)

第63条 寮費は、別に定める年額を2期に分けて、所定の期日までに納付するものとする。

(科目等履修生、聴講生及び研究生の授業料等)

第64条 科目等履修生、聴講生及び研究生の授業料等については別表第5に定める。

(納付した授業料等)

第65条 納付した検定料、入学料及び授業料等は原則として返還しない。

第16章 厚生施設

(学生寮)

第66条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規則は別に定める。
(保健センター)

第67条 本学に保健センターを置く。

- 2 保健センターに関する規則は別に定める。

第17章 公開講座

(公開講座)

第68条 本学は、社会人の生涯学習に寄与し、文化の向上に資するため、公開講座等を開設することができる。

付則

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

付則

この学則は、昭和51年4月1日から施行する。

付則

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この学則第 30 条は、昭和 52 年度 1 年次入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則第 59 条は、昭和 53 年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則第 59 条は、昭和 54 年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則第 59 条は、昭和 55 年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則第 59 条は、昭和 56 年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則第 30 条は、昭和 56 年度 1 年次入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則第 59 条は、昭和 57 年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則第 59 条は、昭和 58 年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則第 59 条は、昭和 59 年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則第 59 条は、昭和 60 年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則第 59 条は、昭和 61 年度入学生より適用する。

付 則

1 この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

2 この学則第 59 条は、昭和 62 年度入学生より適用する。

付 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 5 年 3 月 31 日現在在籍する者については、従前の学則によるものとする。

付 則

この学則は、平成 5 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 6 年 3 月 31 日現在在籍する者については、従前の学則によるものとする。

付 則

1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 7 年 3 月 31 日現在在籍する者については、従前の学則によるものとする。

付 則

1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 8 年 3 月 31 日現在在籍する者については、第 61 条を除き従前の学則によるものとする。

付 則

1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 9 年 3 月 31 日現在在籍する者については、第 59 条を除き従前の学則によるものとする。

付 則

この学則は、平成 9 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年 3 月 31 日現在在籍する者については、第 59 条を除き従前の学則によるものとする。

付 則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 11 年 3 月 31 日現在在籍する者については、第 59 条を除き従前の学則によるものとする。

付 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年 3 月 31 日現在在籍する者については、第 59 条を除き従前の学則によるものとする。

付 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定にかかわらず、平成 13 年度の収容定員は次のとおりとする。

1 年次	2 年次
造形学科 250 名	服飾科 200 名
	造形科絵画専攻 70 名
	造形科彫塑専攻 20 名
	造形科情報デザイン専攻 100 名
	造形科空間デザイン専攻 70 名
	造形科生活デザイン専攻 140 名

- 2 平成 13 年 3 月 31 日現在在籍する者については、校名及び第 59 条、第 62 条を除き従前の学則によるものとする。
- 3 第 24 条に規定する専門科目内の、「コンピュータ演習 A」(1 単位)、「コンピュータ演習 B」(1 単位)は、造形科情報デザイン専攻を除き、平成 12 年度入学生にも適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 30 条に規定する学習の評価は、平成 13 年度入学生にも適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 15 年 3 月 31 日現在在籍する者については、従前の学則によるものとする。

付 則

この学則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成 16 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 再入学を志願する者は、学則第 23 条の規定にかかわらず、改正前の除籍された者を含むものとする。

付 則

- 1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日現在在籍する者については、従前の学則によるものとする。

付 則

- 1 この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 3 月 31 日現在在籍する者については、従前の学則によるものとする。

付 則

- 1 この学則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 第 38 条の 2 第 1 項の規定については平成 17 年 10 月 1 日以降の卒業生から適用し、平成 17 年 9 月 30 日以前の卒業生については従前の規定による。

付 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 19 年 3 月 31 日現在在籍する者については、従前の学則によるものとする。

付 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年 3 月 31 日現在在籍する者については、学則第 2 条の 2 を除き従前の学則を適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日現在在籍する者については、従前の学則によるものとする。

付 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定にかかわらず、平成 22 年度の収容定員は次のとおりとする。

1 年次	2 年次
造形学科 180 名	造形学科 250 名

- 2 平成 22 年 3 月 31 日現在在籍する者については、学則第 59 条を除き、従前の学則を適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

付 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 27 年 7 月 23 日から施行する。

付 則

この学則は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日現在在籍する者について、従前の学則を適用する。

付 則

この学則は、令和 3 年 7 月 29 日から施行する。

付 則

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定にかかわらず、令和 5 年度の収容定員は次のとおりとする。

1 年次	2 年次
造形学科 120 名	造形学科 180 名

- 2 令和 5 年 3 月 31 日現在在籍する者については、従前の学則を適用する。

別表第1

(1) 共通科目

科目区分		授業科目	単位数		備考	
			必修	選択		
共通科目		女子美基礎講座	2		1. 共通科目については、24単位以上を修得すること。 2. 「グローバルな多様性社会に必要な知識を身につける」については、6単位以上修得すること。 3. 「美大生としての基礎力・創造力を養う」については、6単位以上を修得すること。 4. 「アートを社会と生活に生かす」については、2単位以上を修得すること。 5. 「語学力を高めて世界で活躍する」については、英語系の科目から2単位以上を修得すること。 6. 教員免許状を取得する者は、教育原論、法学（日本国憲法）、教育心理学、健康科学A、健康科学B、東洋美術史、美学概論、情報メディア基礎演習、Joshibi Foundation English A、Joshibi Foundation English Bを必修とする。	
		女子美の教養	2			
	グローバルな多様性社会に必要な知識を身につける	国際社会と日本・文化	教育原論			2
			保育原理			2
			法学（日本国憲法）			2
		自然環境と人間	児童家庭福祉学			2
			教育心理学			2
	美大生としての基礎力・創造力を養う	芸術	健康科学A			1
			健康科学B			1
			保育の心理学			2
			子どもの保健・食・栄養			2
			西洋美術史A			2
			西洋美術史B			2
			日本美術史A			2
			日本美術史B			2
			デザイン史			2
			色彩学			2
			造形材料学			2
			東洋美術史			2
			美学概論			2
			広告論			2
	写真概論		2			
	アートを社会と生活に生かす	実践するアート	国際芸術プログラム			2
			プロジェクト・スタディーズ			2
		キャリアリテラシー	インターンシップ1			1
			インターンシップ2			2
			インターンシップ3			3
			インターンシップ4			4
			キャリア形成			2
	情報メディア基礎演習		2			
	語学力を高めて世界で活躍する	語学力を高める	Joshibi Foundation English A			1
			Joshibi Foundation English B			1

(2) 専門科目

科目 区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
専 門 科 目	基礎造形（美術A）		2	卒業のためには、専門科目を38単位以上修得すること。 何れか8単位必修
	基礎造形（美術B）		2	
	基礎造形（美術C）		2	
	基礎造形（美術D）		2	
	基礎造形（共通A）		2	
	基礎造形（共通B）		2	
	基礎造形（デザインA）		2	
	基礎造形（デザインB）		2	
	基礎造形（デザインC）		2	
	基礎造形（デザインD）		2	
	基礎造形（デザインE）		2	
	基礎造形（デザインF）		2	
	基礎造形（デザインG）		2	
	造形概論	2		
	美術		2	何れか6単位必修
	造形研究Ⅰ		3	
	造形表現Ⅰ		1	
	コンピュータ実習		1	
	デザイン基礎Ⅰ		1	
	デザイン基礎Ⅱ		4	
	西洋美術史A		2	共通科目「美大生としての基礎力・創造力を養う」に開設
	日本美術史A		2	
	情報デザイン概論		2	何れか4単位必修
	テキスタイルデザイン概論		2	
	プロダクトデザイン概論		2	
	デザイン史		2	
	色彩学		2	共通科目「美大生としての基礎力・創造力を養う」に開設
	絵画		4	何れか8単位必修
	彫塑		4	
	造形研究Ⅱ		2	
	造形表現Ⅱ		2	
	デザイン表現Ⅰ		2	
	デザイン表現Ⅱ		2	
デザイン表現Ⅲ		2		
デザイン表現Ⅳ		2		
造形論		2	何れか2単位必修	
情報メディア論		2		
染織デザイン論		2		
プロダクトデザイン発想法		2		
卒業制作	6			
共通プログラム	2			
教職絵画		2		
教職彫塑		2		
教職デザイン		2		

科目 区分	授 業 科 目	単位数		備 考
		必修	選択	
専 門 科 目	教職工芸		2	
	コンピュータ演習A		1	
	コンピュータ演習B		1	
	総合演習A		2	
	総合演習B		2	

別表第2

教職に関する科目

区分	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
教職に関する科目	教職概論		2	共通科目「グローバルな多様性社会に必要な知識を身につける」に開設 共通科目「グローバルな多様性社会に必要な知識を身につける」に開設
	教育原論		2	
	現代教育論特講A		2	
	現代教育論特講B		2	
	教育心理学		2	
	特別支援教育論		1	
	教育課程論		2	
	美術科教育法A		2	
	道徳教育論		2	
	特別活動論（総合的な学習の時間の指導法を含む）		2	
	教育方法論（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）		2	
	生徒指導論（進路指導を含む）		2	
	教育相談論		2	
	教育実習指導		1	
	教育実習A		2	
	教育実習B		2	
	教職実践演習（中学校）		2	

別表第3

専攻科造形専攻授業科目

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
絵 画 I		5	専攻科修了のためには、必修科目、選択必修科目及び選択科目、合計30単位以上修得すること。
絵 画 II		5	
彫 塑 I		5	
彫 塑 II		5	
スペース表現演習		6	
メディア表現研究		6	
メディア表現演習		6	
スペース表現研究		6	
テキスタイル表現演習		6	
自由研究(メイ)		4	
自由研究(テキスタイル)		4	
自由研究(スペース)		4	
絵画演習 I		3	
絵画演習 II		3	
彫塑演習 I		3	
彫塑演習 II		3	
テキスタイル表現研究		6	
グラフィック表現演習		6	
グラフィック表現研究		6	
自由研究 (グラフィック)		4	
造形特論A		2	何れか4単位必修
造形特論B		2	
デザイン論		4	
ソフトマテリアル論		4	
修了制作	6		
現代造形論	2		
女性作家史	2		
企画・プレゼンテーション技法		2	
舞台美術表現		2	
保存修復学		2	
アニメーション論		2	
パブリックアート論		2	
美術館博物館学		2	
臨床美術		2	
古美術研究		2	
サービス・ラーニングⅡ		2	
インターンシップⅡA		1	
インターンシップⅡB		2	
インターンシップⅡC		3	
インターンシップⅡD		4	
国際留学プログラム		2	

別表第4
削除

別表第5

入学料・授業料および検定料その他

項目		学科	造形学科 〔転入学〕	長期履修学生	専攻科
入学料 (初年度のみ)			200,000円 (100,000円) 〔 本学学生 0円 学 外 200,000円 〕	(3回にわたり分納可) 第1回 入学初年度 70,000円 第2回 在学2年目 70,000円 第3回 在学3年目 60,000円	本学卒 0円 学 外 180,000円
施設設備料 (年 額)			360,000円	1単位につき10,000円とし、 年間履修単位数により積算 した金額とする。	180,000円
維持費 (年 額)			50,000円	1単位につき1,500円とし、 年間履修単位数により積算 した金額とする。	25,000円
授業料 (年 額)			1,114,000円	1単位につき38,000円とし、 年間履修単位数により積算 した金額とする。	1,114,000円
実習料 (年 額)			63,000円	126,000円を合計金額とし、履修期 間にわたり均等に分納する。	64,000～80,000円
入学検定料			30,000円 (15,000円) 〔 本学学生 15,000円 学 外 30,000円 〕	30,000円	本学卒 13,000円 学 外 15,000円
科目等履修生	授業料 (1単位)	講 義	22,000円		22,000円
		演 習	32,300円		32,300円
		実技実習	39,600円		39,600円
検 定 料			5,000円 (3,000円)		5,000円 (3,000円)
研究生	授業料等	授業料(年額)	477,000～493,000円		
		実習料(年額)	128,000～160,000円		
検 定 料			10,000円		
聴講生	授業料 (1単位)	講 義	10,000円		10,000円
		演 習			
		実技実習			
検 定 料			5,000円 (3,000円)		5,000円 (3,000円)

備 考 (1)

1. 入学料1年次の()内の金額は、本学付属高等学校からの推薦入学者に適用する。
2. 第2年次の授業料はスライド制授業料とする。
3. 実習料はその専攻する内容によって定める。
4. 入学検定料の()内の金額は、本学園卒業・修了・在学学生、または、本学法人が設置する大学に併願した場合に適用する。
5. 科目等履修生・聴講生で実技実習を履修する場合は、授業料のほか必要な実習料を徴収する。
6. 科目等履修生及び聴講生の検定料の()内の金額は、本学園卒業・修了生に適用する。
7. 研究生の授業料は専攻科の授業料の2分の1から実習料を除いた金額とし、実習料は専攻科の2倍とする。
なお、1年に満たない、3、6、9ヵ月の研究期間の場合は当該授業料および実習料を研究期間に応じて按分するものとする。
8. 造形学科欄の〔 〕内の金額は、転入学者に適用する。

備 考 (2)

(長期履修学生関係)

1. 退学・措置退学の際、入学金に未納金額があるときは、残金を完納すること。
2. 卒業要件単位数(62単位)を超えて履修する時は、その超過分の授業料・施設設備料、維持費は徴収しない。
3. 当初計画の履修年次を超えて在学し、実技科目を履修する時は、当初履修年次の実習料の分納金額を別途後納する。

学則の変更の趣旨等を記載した書類

目 次

ア	学則変更（収容定員変更）の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 2
イ	学則変更（収容定員変更）の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 2
ウ	学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容・・・	p. 2
	（ア）教育課程の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 2
	（イ）教育方法及び履修指導方法の変更内容・・・・・・・・	p. 3
	（ウ）教員組織の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 3
	（エ）施設・設備の変更内容・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 3

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

女子美術大学短期大学部と併設の女子美術大学は、芸術分野の学問の進展や進学需要に対応するため、令和5年4月から既設の芸術学部へ共創デザイン学科を設置する計画である。共創デザイン学科は女子美術大学短期大学部が所在する杉並キャンパス（東京都杉並区）に置き、入学定員60人、収容定員240人とする。

このため、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律第13条第1号に定める除外規定の適用により、令和5年4月から女子美術大学短期大学部造形学科の収容定員を360人から240人へ120人減少させ、この減少分を基に適切に算定した240人を女子美術大学芸術学部の収容定員増加分に充てることとした。これに伴い、入学定員は180人から120人へ変更する。

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学は、開学以来、女子の高等教育の場として大きな役割を果たしてきたところであるが、昨今の社会環境の変化、18歳人口の減少、高等学校女子生徒の4年制大学指向の高まりなどをはじめとする短期大学をめぐる諸状況の変化、造形学科における過去の志願者数と入学者数の中長期的な推移及び併設の女子美術大学における学部教育研究体制の一層の整備と充実の必要性等を総合的に勘案し、収容定員を変更することとした。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程の変更内容

収容定員変更に伴う教育課程の編成については、教育研究上の理念や目的、人材の養成に関する目的を達成できる充実した教育課程となるよう、共通科目と専門科目の見直しを行い新たな編成とした。

共通科目では、中央教育審議会答申などで指摘されている重要性や意義を踏まえたうえで、多様性が尊重されるグローバル社会において必要となる幅広く深い教養とコミュニケーションスキル、創造的思考力・判断力及び芸術分野における基礎的な知識と能力を身に付けるために必要な科目群と科目構成による教育課程の編成としている。

専門科目では、多様な学生の受け入れへの対応や造形教育の基礎重視傾向への対応、さらには造形教育の学際化、総合化傾向への対応など、社会環境の急速な変化に伴い造形分野全般における基礎教育の充実が求められていることから、これらの点に配慮した見直しを行い、幅広い基礎的な専門教育の充実と強化を図る教育課程とした。具体的には、造形学科において展開してきた造形分野の基礎的な理論や実技の習得を中心と

する教育内容を基盤とし、基礎力の習得を一層重視した教育課程の編成とするとともに、それらを横断的に履修することが可能となる教育課程とする。また、造形学科に求められている学びのニーズに合わせ、デザイン領域を見直し変更した。造形分野に関する幅広い知識や技能を身につけることが可能となる授業配置とし、変更前の内容と比較して同等以上の内容を担保している。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

造形学科では、造形分野の基礎的な理論や実技の習得を中心とする教育内容として、授業の方法としては、講義及び演習、実技を効果的に組み合わせて行うこととしており、また、授業を行う学生数については、授業内容や授業の方法、施設や設備の状況、実技の指導体制などの教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるよう少人数教育を前提としている。

さらに、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1学年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。履修指導方法については、造形学科における人材の養成に関する目的への理解を促進するとともに、2年間の学習計画に基づく体系的な学習のための科目履修が可能となるようにすることから、履修モデルを提示することとしている。

このことから、教育方法及び履修指導方法においては、変更前の内容と比較して、同等以上の内容を担保している。

(ウ) 教員組織の変更内容

教員組織については、造形学科の授業科目数及び単位数に応じて、当該専門分野における教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する専任教員13人を配置する計画としており、内訳としては、教授7人及び准教授4人、助教2人を配置していることから、教員組織においては、変更前の内容と比較して、同等以上の内容を担保している。

(エ) 施設・設備の変更内容

1 校地、運動場の整備計画

造形学科が所在する杉並キャンパスは東京都杉並区和田に位置し、現在、校地面積は17,733.50㎡を有している。その内訳は、校舎敷地面積が16,423.50㎡、運動場面積が1,310.00㎡となっている。

2 校舎等施設の整備計画

造形学科が所在する杉並キャンパスでは、現在3棟の校舎を有しており、その面積は16,211.39㎡である。

主要な教室等としては、講義室10室、実験・実習室21室、情報処理室1室の他、教員研究室6室、非常勤講師室、図書館、学長室、会議室、事務室、医務室、学生相談室、学生食堂などを整備している。

設備については、現在、教具371点、校具398点を整備している。

3 図書等の資料及び図書館の整備計画

1) 図書等の資料の整備計画

造形学科が所在する杉並キャンパスの図書館は、併設の女子美術大学と共用している。図書等の資料について、現在、図書171,136冊（うち外国書21,112冊）を所蔵しているとともに、学術雑誌211誌（うち外国雑誌58誌。電子ジャーナル1種（外国書）を含む。）、ビデオやDVDなどの視聴覚資料2,274点の整備がなされている。

一方、併設の女子美術大学の相模原キャンパスの図書館では、図書等の資料について、現在、図書220,935冊（うち外国書48,993冊）を所蔵しているとともに、学術雑誌261誌（うち外国雑誌76誌。電子ジャーナル3種（いずれも外国書）を含む。）、ビデオやDVDなどの視聴覚資料3,978点及びオンラインデータベース2種の整備がなされており、これらも有効的に共用している。

2) 図書館の整備計画

造形学科が所在する杉並キャンパスの図書館は、現在、造形学科及び共用する女子美術大学芸術学部の収容定員計1,020人の約10.78%に当たる110席の閲覧座席数を確保している。開架式書庫及び閉架式書庫、サービスカウンター、レファレンスカウンター、グループ学習室、視聴覚コーナー、ブラウジングコーナーなどを整備しているとともに、図書館の機能としては、情報探索用パソコン14台、蔵書検索用パソコン3台、コピー機2台を設置しており、図書館システムは、株式会社リコー製の「LIMEDIO」を導入している。

この図書館システムにより、併設の女子美術大学の相模原キャンパスの図書館と常時専用線で接続されていることから、資料等を横断的に検索することが可能であり、また、国立情報学研究所の所蔵目録の検索や他の大学図書館等との文献複

写や相互貸借等のサービスを可能としている。

学生の確保の見通し等を記載した書類

目 次

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	p. 2
① 学生の確保の見通し	p. 2
ア 定員充足の見込み	p. 2
1 入学定員設定の考え方	p. 2
イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要	p. 2
1 造形学科の志願者数等の状況	p. 2
② 学生確保に向けた具体的な取組状況	p. 2
(2) 人材需要の動向等社会の要請	p. 3
① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的 (概要)	p. 3
1 人材の養成に関する目的	p. 3
2 教育上の目的	p. 3
② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠	p. 3
1 造形学科の求人件数等の状況	p. 3

学生の確保の見直し等を記載した書類

(1) 学生の確保の見直し及び申請者としての取組状況

① 学生の確保の見直し

ア 定員充足の見込み

1 入学定員設定の考え方

入学定員設定の考え方は、造形学科における過去の志願者数と入学者数の中長期的な推移等及び併設の女子美術大学に設置する共創デザイン学科の入学定員を60人とするを踏まえて、造形学科の入学定員を120人としている。なお、共創デザイン学科の入学定員は、設置を構想するに当たり実施した「進学需要に関するアンケート調査」（同学科設置の初年度に受験対象者となる高等学校2年生の女子を対象）及び企業等に対する「人材需要に関するアンケート調査」の結果などを総合的に勘案したうえで決定されている。

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

1 造形学科の志願者数等の状況【資料1】

造形学科の最近4年間の志願者数は、入学定員180人に対して、平成31年度281人、令和2年度329人、令和3年度235人、令和4年度289人と比較的安定した志願者数を確保しており、最近4年間の平均志願者数は284人、入学定員に対する志願者数の平均倍率は約1.57倍、実質的な競争倍率である合格者数に対する受験者数の平均倍率は約1.08倍となっていることから、変更後の入学定員120人に対して十分な志願者数を見込むことができるものと考えている。

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

学生確保に向けた具体的な取組状況としては、大学案内や学生募集用パンフレットの配布をはじめ、高等学校生徒向けの一般広報WEB媒体を中心とした広報活動の他、ホームページやSNS等の電子媒体など多数のメディアを使用したPR活動を行うとともに、特に入学実績のある美術系高等学校や女子高等学校などに対しては、高等学校訪問等を通し、造形学科についての詳細や情報提供を丁寧に行うこととしている。

また、オープンキャンパスや体験型ワークショップイベントをはじめ、各地域における会場型学外進学相談会や高等学校内での出張授業等の開催を通じて、造形学科における学位授与方針・教育課程の編成・実施方針・学生の受け入れ方針をはじめとする

様々な教育情報について、高等学校生徒や保護者、高等学校教諭、予備校教員に対して広く周知を図ることとしている。

加えて、造形学科の教育内容をはじめとする教育情報の詳細かつ丁寧な情報提供を目指すことから、特に、受験生に対して養成する人材及び習得する知識や能力に応じた履修モデルなどを提示することにより、卒業後の進路や自己の学習目標に沿った科目履修の可視化を可能とすることで、造形学科の教育内容に対する理解を促すこととしている。

そのうえで、募集活動については、これまで造形学科において重点的に行ってきた、高等学校訪問による高等学校教員とのパイプ醸成や高等学校内ガイダンスや出張授業による受験生との対面広報等を中心とする、「人」と「人」との直接広報を更に強化していく。

（2）人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

1 人材の養成に関する目的

個性を大切にし、豊かな感性と自由な発想を磨き育むことで、独創力と高度な技術力を備えた、社会で活躍できる作家、デザイナー及び教育者等の人材を養成することを目的とする。

2 教育上の目的

美術・デザインに関する専門的な理論と技術を学び、幅広い表現方法を修得した上で、作品制作を通して創造力、表現力、応用力を育てることを教育目的とする。

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

1 造形学科の求人件数等の状況【資料2】

造形学科における最近4年間の求人件数は、平成29年度は就職希望者49人に対して、求人件数995件で求人倍率は約20.3倍、平成30年度は就職希望者46人に対して、求人件数858件で求人倍率は約18.7倍、令和元年度は就職希望者50人に対して、求人件数748件で求人倍率は約15.0倍、令和2年度は就職希望者53人に対して、求人件数594件で求人倍率は約11.2倍となっており、多数の求人件数を得ている。なお、令和2年度の求人件数については、新型コロナウイルス

ウイルス感染症の感染拡大による社会経済活動への影響を反映して下落したと考えられる。

また、造形学科における最近4年間の就職実績は、平成29年度は就職希望者49人に対して就職者数41人で就職率は約83.67%、平成30年度は就職希望者46人に対して就職者数40人で就職率は約86.96%、令和元年度は就職希望者50人に対して就職者数42人で就職率は84.00%、令和2年度は就職希望者53人に対して就職者数36人で就職率は約67.92%となっており、高い就職率で推移している。なお、令和2年度の就職率については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済活動への影響を反映して下落したと考えられる。

以上のことは、造形学科における人材の養成に関する目的その他の教育上の目的が、社会的、地域的な人材需要の動向等社会の要請を踏まえたものであることの裏付けとなるものである。今般の収容定員減少においては、社会環境の変化や地域社会の要請を念頭に置いて、造形学科の美術・デザイン分野における卒業生の進路や卒業生を受け入れる側の需要を十分に勘案したうえで、引き続き美術・デザインを通じた地域や産業の振興の担い手を輩出する教育を行うことから、社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであると考える。

学生の確保の見通し等を記載した書類

資料目次

資料 1	女子美術大学短期大学部における過去 4 年間の志願者数等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 2
資料 2	女子美術大学短期大学部における過去 4 年間の就職率等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	p. 3

【資料1】

女子美術大学短期大学部における過去4年間の志願者数等の状況

		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	4年間平均
造形学科	入学定員	180	180	180	180	180
	志願者数	281	329	235	289	284
	受験者数	254	307	216	275	263
	合格者数	242	267	206	250	241
	入学者数	182	203	148	177	178
	入学定員超過率	1.01	1.12	0.82	0.98	0.98
	入学定員に対する志願者数の倍率	1.56	1.82	1.30	1.60	1.57
合格者数に対する受験者数の倍率	1.04	1.14	1.04	1.10	1.08	

【資料2】

女子美術大学短期大学部における過去4年間の就職率等の状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
卒業者数	139	142	150	160
求人票件数	995	858	748	594
求職者数	49	46	50	53
就職者数 ¹⁾	41	40	42	36
就職率 ²⁾	83.67%	86.96%	84.00%	67.92%
就職未決定者数 ³⁾	8	6	8	17
進学者数	38	42	64	61
制作活動・アルバイト従事者数	31	47	15	16
進路先不明者数 ⁴⁾	21	7	21	30

1)求職者のうち、就職決定の報告があった者

2)求職者のうち、就職者の割合(「就職者」÷「求職者」)

3)求職者のうち、就職活動中の者

4)進路の報告がない者

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	オガラ フミコ 小倉 文子 ＜令和元年6月＞		短期大学卒		女子美術大学短期大学部学長 (令和元年6月～令和5年5月)